（説明会用）

意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

●意見書の提出期限

　次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から５日間)

●開発事業の構想に関する説明者

　　　年　　　月　　　日　(　　)　消印有効

（氏　名）

（連絡先）

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 担当課 | エリア別 | 電話番号 |
| □ | 建築局　宅地審査課 | 北部（緑・青葉・都筑） | ０４５－６７１－４５１５ |
| □ | 〃 | 西部（南・保土ケ谷・旭・瀬谷・泉） | ０４５－６７１－４５１６ |
| □ | 〃 | 南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄） | ０４５－６７１－４５１７ |
| □ | 〃 | 東部（鶴見・神奈川・西・中・港北） | ０４５－６７１－４５１８ |
| □ | 建築局　調整区域課 | 調整区域全域 | ０４５－６７１－４５２１ |
| □ | 建築局　情報相談課 | 市域全域  開発行為とならない  大規模な共同住宅の建築 | ０４５－６７１－２３５０ |

開発事業区域から15m範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者